

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人響和会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支払いの有無、その他、役員に対する支払費用についての事項を定めたものである。

(役員報酬について)

第2条 役員報酬は支給しない。

(通勤費)

第3条 役員のうち乗用車による送迎を行う者以外は、その通勤の実態に応じてその実費を支給する。

(その他の費用)

第4条 その他役員に支払う費用は、その実態に応じてその実費を支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項は、その都度理事会で決定する。

第6条 この規程の全部又は一部を改定する場合は、理事会の承認を得ることを要する。

附 則

1. この規程は 令和4年6月1日から施行する。